

第2章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号）

高根沢町には、田園、里山、河川、屋敷林に囲まれた点在する農村集落、長屋門、眺望点、整然としたまちなみ、美しい建築物などが多数あります。

これらの景観資源は、すべて保全し活用すべき対象です。

したがって、景観計画の区域は高根沢町全域とします。

また、景観計画の区域は、前章の景観特性から、「図1 景観計画区域図」に示すとおり、4つのゾーンに区分します。

2. 景観計画重点区域

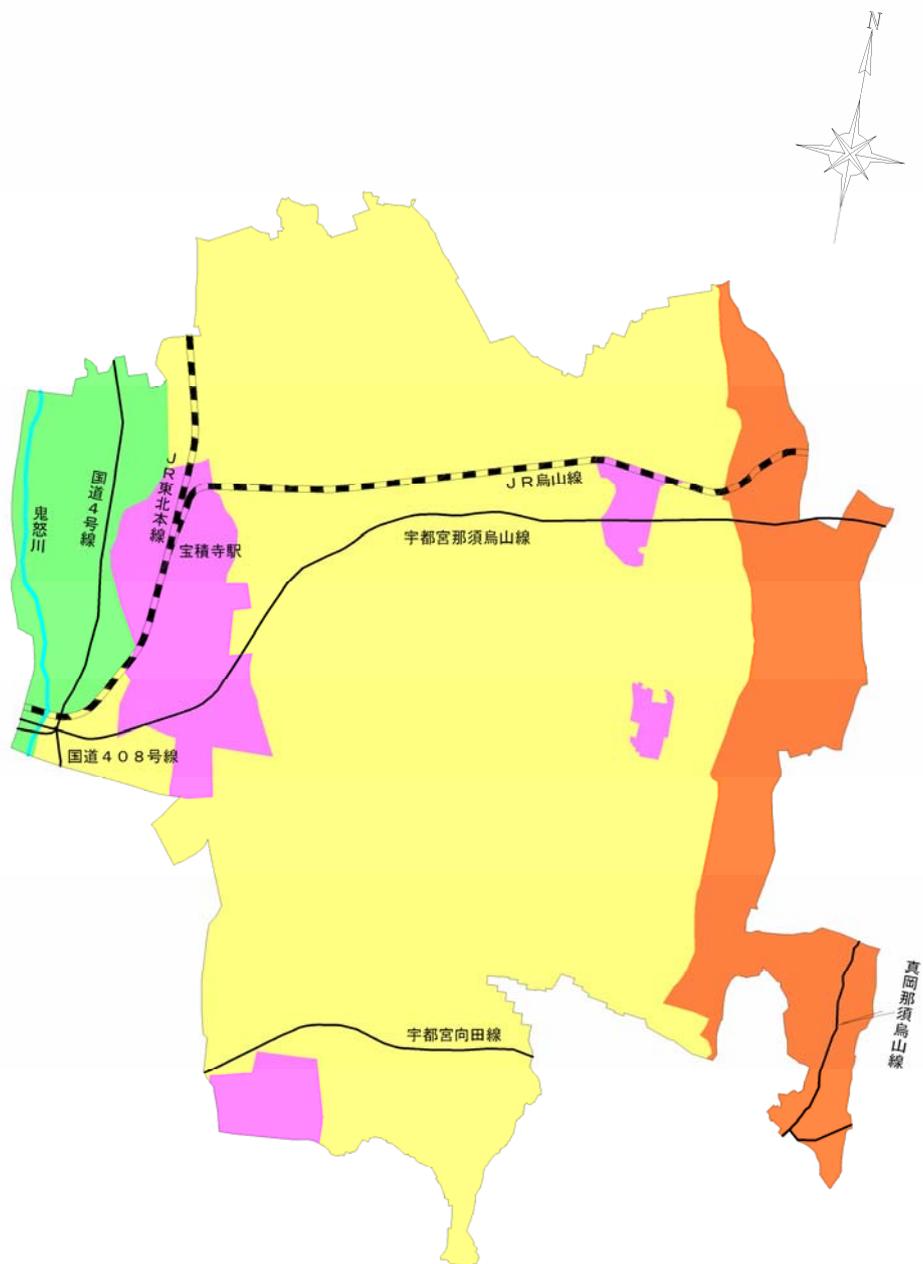
高根沢町には、豊かな自然景観、美しい建築物など、良好な景観を有する地区が存在しますが、良好な景観形成を推進するためには、これらの地区の個性を生かし、さらに魅力を高める必要があります。

そこで、これらの地区を住民などの合意形成に基づき、特に良好な景観形成に取り組む「景観計画重点区域」として位置づけ、地区独自の景観形成の目標や方針、基準などを定め、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

景観計画重点区域を選定する場合は、以下のいずれかの項目に該当するものとします。

(1)	高根沢町の景観を代表する建築物などがあること
(2)	住民が、自らの地域を誇れるような生活環境、景観形成づくりを目指しており、住民の協力が得られやすいこと
(3)	豊かな自然景観の保全が必要であること
(4)	その他、景観向上のために重点的な整備が必要と考えられること

【図1 景観計画区域図】



凡 例	
◎景観計画区域ゾーン区分	◎その他
 田園ゾーン	 行政界
 丘陵ゾーン	 道路
 鬼怒川左岸ゾーン	 JR線
 市街地ゾーン	 河川